

令和6年度食品ロス削減チャレンジ事業業務 仕様書

1 業務の名称

令和6年度食品ロス削減チャレンジ事業業務

2 業務の目的

食品ロスは年間約523万トン（令和3年度推計 農林水産省・環境省）が国内で発生しており、このうち約47%（約244万トン）が家庭から発生していることから、食品ロス削減に向けた家庭への啓発が重要である。また、給食における一人当たりの食べ残し発生量は年間7.1kgにのぼり、子どもの食品ロス発生量も多い状況となっている。

国が2017年度に実施した実証事業では、食品ロスの計量を行うことで約2割、さらに計量に加えて削減の取組を学ぶことで約4割、食品ロス量が削減される結果となっている。

そこで、全年代を対象としながら、主に小学生（高学年）を対象に、削減の取組を学びながら、一定期間各家庭で食品ロス量を把握し、減量へのチャレンジを促すことにより、各世帯での食品ロスに関する意識の高揚を図るとともに、食品ロス削減に取り組むきっかけづくりとする。

3 業務の内容

本事業では、全年代を対象としながら、主に小学生（高学年）を対象に、消費者が食品ロスの削減につながる取組を学ぶことができる食品ロス削減冊子を作成、配布し、冊子を参考に食品ロス削減を意識しながら、日々家庭から排出している食品ロス量を消費者自ら把握し、減量にチャレンジする企画を実施する。応募者に対して、抽選で景品を贈呈するなど、事業への参加の楽しみが増すように工夫することで、県民の積極的な参加を促す。

(1) 業務実施計画の立案

業務の目的を踏まえて、本業務の実施方法などの企画・業務内容、業務スケジュール、組織・連絡体制等を記載した業務実施計画書を作成し、速やかに県へ提出すること。

(2) 食品ロス削減冊子の作成、配布

ア 企画運営

- ・ 消費者が関係する食品ロスの削減に向け、食品ロスの定義や現状の説明、取り組むメリット、食品ロス削減に資する取組などを分かりやすくまとめ、食品ロスの削減に向けた消費者の行動を促すような構成や内容を企画すること。
- ・ 規格は、A4、8ページ程度（表紙、裏表紙込み）、4色刷りフルカラーと

すること。

- ・ 食品ロス削減チャレンジ企画の説明及び応募はがきを盛り込み、応募はがきは冊子から切り取れるようなデザインとすること。

イ デザイン

- ・ 食品ロス削減冊子の表紙、裏表紙について、配色、表題のロゴ、使用するイメージ（イラスト）等を作成し、それらをレイアウトして印刷用原稿の電子データを作成すること。
- ・ 本編のページについて、ページのアクセントとなるイラスト等の素材や、分かりやすく見やすい配色や文字フォント、文字サイズ及び文字数等を作成又は設定し、本文・図表等をレイアウトして印刷用原稿の電子データを作成すること。
- ・ 漢字には読み仮名を振ること。

ウ 掲載原稿の作成

- ・ 掲載内容を県と協議の上、原稿を作成すること。

エ 成果物の納品

- ・ 以下について、食品ロス削減チャレンジ企画の募集開始前までに提出すること。
 - ・ 作成した食品ロス削減冊子の印刷用原稿の電子データ（Adobe Illustrator 等）とPDF形式に変換した電子データを保存したCD-R 1部
 - ・ 印刷用原稿をもとに印刷した食品ロス削減冊子 10,000部以上

オ 納品場所

- ・ 送付文を同封の上、県内の全小学校・義務教育学校及び県が指定する約250か所に納品すること。場所は別途本県が指示するものとする。なお、小学校・義務教育学校への納品は見本誌としての数部であり、追加の送付希望には本県が対応するものとする。

カ 上記のほか、業務の実施に必要な業務を行うこと。

(3) 食品ロス削減チャレンジ企画の実施

ア 企画運営

- ・ 日々家庭から排出している食品ロス量を消費者自ら把握し、減量にチャレンジする企画を実施すること。食品ロス量の把握、減量にチャレンジする期間は1週間程度とし、取組結果を報告した参加者に対しては、抽選でチャレンジ参加賞を贈呈すること。
- ・ 食品ロス削減チャレンジ企画の実施にあたっては、効果測定が可能なアンケートを盛り込んだ上で実施すること。
- ・ 実施期間は小学校の夏休み開始前から11月末までを想定し、詳細は本県との協議の上、決定するものとする。

イ 募集に関する広報

- ・ チャレンジ企画の募集告知用の Web ページを作成すること。なお、原則として本県のサブドメインを使用し、本県のサブドメインの利用が認められなかった際は、独自のドメインを提供すること。
- ・ その他効果的な方法により企画を広報し応募を促進すること。

ウ 応募内容

- ・ 応募内容には下記の項目を盛り込むこと。
 - ・ 1 家族が毎日排出した食品ロス量を 1 週間程度記録できるチェックシート
 - ・ 本事業の効果測定が可能となるアンケート

エ 応募の実施

- ・ 食品ロス削減冊子に添付された応募はがきを活用して応募を実施すること。
- ・ 応募はがきの料金は受託者が支払うこと。
- ・ 応募用の Web サイトを開設して応募を実施すること。なお、原則として県のサブドメインを使用し、県のサブドメインが認められなかった際は、独自のドメインを提供すること。

オ 応募の受付等

- ・ 応募者等からの問い合わせに対応すること。
- ・ 応募について、随時確認し、受付及び集計を行うこと。

カ 景品の調達等

- ・ チャレンジ参加賞の景品の提案及び調達をすること（容器包装も含めプラスチックは使用しないこと。やむを得ずプラスチックを使用する場合は、委託者の承諾を得ること。）。
- ・ 食品ロス量の把握、減量を実施した参加者に対して抽選を行い、100 名程度に参加賞を郵送すること。

キ 結果の周知

- ・ チャレンジ企画の結果を周知する Web ページを愛知県食品ロス削減 Web サイト内に作成すること。

ク 留意事項

- ・ 本業務の実施にあたっては、関係法令（不当表示及び不当表示防止法 等）を遵守の上、実施すること。
- ・ 本業務の実施にあたっては、可能な限り本課の他の食品ロス削減推進事業及び本県環境活動推進課のあいちエコアクション・ポイント事業との相乗効果が図れるように実施すること。

ケ 上記のほか、業務の実施に必要な業務を行うこと。

4 業務実績報告書等の提出

業務完了後、すみやかに業務実績報告書を作成し、A 4 版報告書 2 部及び報告書

の内容を記録した電磁的記録媒体2部を提出すること。

5 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

6 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 原則、受託者からの提案に沿って、本県との打ち合わせや協議を密に行い業務を実施すること。また、必要に応じて、有識者及び関係者等との連携やヒアリング、データ収集等を行った上で、必要な作業を実施すること。
- (3) 県が貸与するもの以外、本業務を行うにあたり必要な資料は、原則として受託者が用意するものとする。
- (4) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (5) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属すること。
- (6) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 受託者、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者とが協議して決めるものとする。